

# チャレンジ鹿児島労働局（19年11月）

鹿児島労働局

〒892-0816 鹿児島市山下町13-21

099-223-8275

URL <http://www.kagoshima.plb.go.jp>

## 10月の有効求人倍率は0.61倍と前月を0.02ポイント下回る

鹿児島県の本年10月の有効求人倍率（季節調整値）は0.61倍（前月0.63倍）と、前月を0.02ポイント下回りました。また、新規求人倍率（季節調整値）は0.091倍と前月を0.02P下回りました。

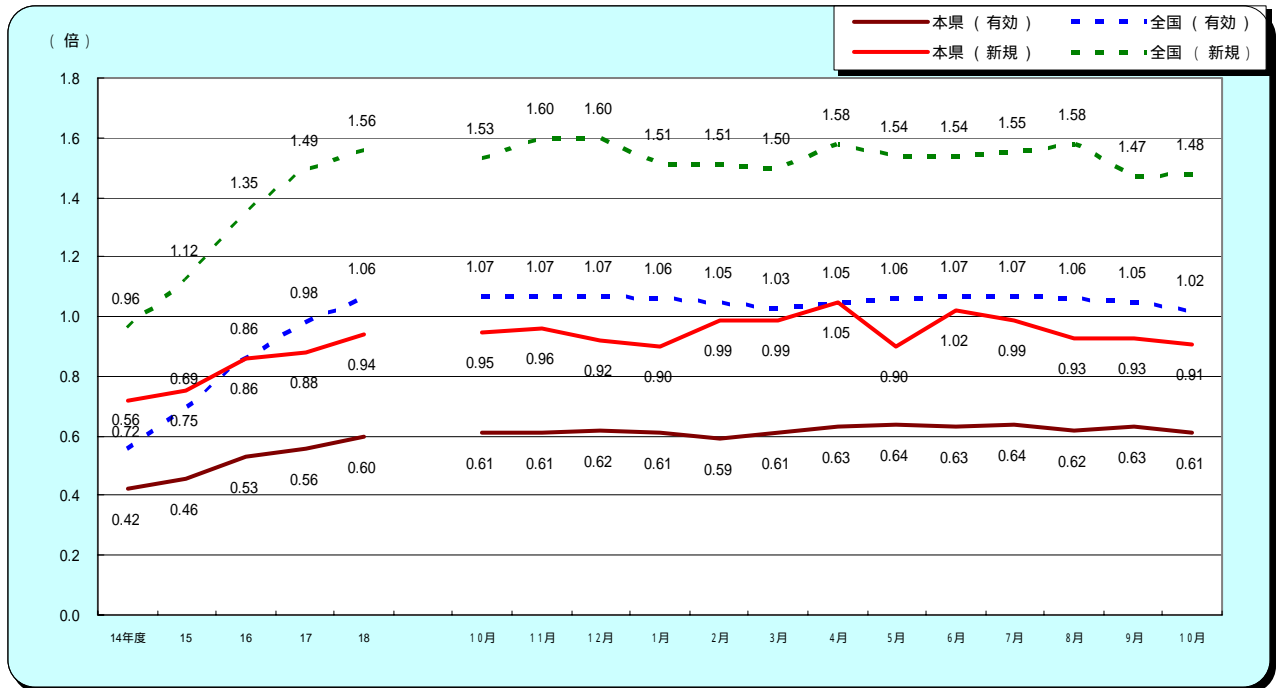
新規求人数は前年同月比3.0%の減で3か月連続で減少しました。産業別では飲食店・宿泊業（8.8%増）、サービス業（9.8%増）、が3か月ぶりに増加に転じましたが、医療・福祉（0.7%減）が23か月ぶりに減少に転じ、建設業（15.7%減）、卸売・小売業（2.4%減）、が3か月連続、製造業（9.3%減）、運輸業（5.7%減）が2か月連続で減少しました。

新規求職者数は前年同月比で2.7%増と3か月ぶりに増加しました。新規常用求職者の態様別では在職求職者（15.7%増）は4か月連続、離職求職者（1.6%増）は5か月ぶりに増加し、内訳では事業主都合離職者、自己都合離職者とも増加しました。また、無業求職者（2.9%減）は4か月連続で減少しました。

雇用失業情勢について、今月有効求人倍率が後退しましたが当面はこれまでの水準を維持し、横ばいで推移するものと思われます。但し、鹿児島県の景気は回復の動きがやや鈍っており、今後、業種ごとの求人の動きを注視する必要があります。鹿児島労働局では今後も求職者ニーズにマッチした求人開拓や応募機会の拡大にも注力しつつ、職業相談の充実と求人・求職のマッチング精度の向上に努めてまいります。

（職業安定部職業安定課）

## 有効（新規）求人倍率の推移



## 若者のための「企業説明会&就職面接会」を12月21日に開催

ヤングハローワークかごしま及び鹿児島県若者就職サポートセンターでは、35歳未満の若年者（学生は除く）の就職を支援するため、平成19年12月21日（金）に鹿児島商工会議所（アイム）ビル4階アイムホールにおいて「企業説明会&就職面接会」を開催します。

当日は12時30分に受付開始、13時から企業説明会、14時から就職面接会になります。求職者は、事前予約は不要ですが履歴書及びハローワークカード（ない方は当日受付可）を持参してください。

参加企業は18社程度を見込んでいます。

参加企業については、鹿児島県若者就職サポートセンターのホームページ <http://www.c-work-kagoshima.jp/> で、12月18日からお知らせします。

問合せ先 ヤングハローワークかごしま

TEL 099 - 224 - 3433

FAX 099 - 224 - 3250

（職業安定部職業安定課）

## 労働災害防止に向けた緊急の対策強化について

鹿児島労働局では、平成15年度を初年度とする「第10次労働災害防止5カ年計画」の目標が達成できなかったこと及び本年10月7日時点の統計で、九州内において6県で死亡災害が大幅に減少している中、当県のみが前年同期に対して死亡者数が4名増加と非常に悪化している状況に鑑み、労働災害防止に対する緊急の取組み強化を決定し、実施しております。

11月5日(月)に鹿児島労働局会議室において、緊急労働災害防止団体等代表者会議を各団体の代表者等の出席により開催しました。

会議の冒頭で、鹿児島労働局長より多発している死亡災害の大半は、基本的な安全対策が講じられていないことを原因としており、指差呼称をはじめとする基本に立ち返り、年末年始の繁忙期の災害防止に取り組んでいただきたい旨要請し、7団体の代表者等へ緊急要請文を渡しました。その後、当局の担当者より災害の発生状況等の説明や各団体より労働災害防止活動の取組み状況等の発表があり、取組み強化に向けた協議が行われました。

さらに、11月15日(木)に(社)鹿児島県建築協会と合同安全パトロールを行い、局長、安全衛生課長、鹿児島労働基準監督署の労働基準監督官が参加し、鹿児島市内3箇所の建築工事現場を視察しました。現場では、局長の掛け声に合わせて、「1日ゼロ災 ヨシ!、1年ゼロ災 ヨシ!」のタッチアンドコールを出席者全員で行い、墜落防止対策の実施状況など現場内を点検しました。

しかしながら、11月にも死亡災害が発生したため、本年の死亡者数は残り1ヶ月の段階で、昨年1年間の死亡者数を4名上回りました(11月25日現在)。このような状況に歯止めを掛けるため、各労働基準監督署等で監督指導に重点的に取り組んでまいります。

(労働基準部安全衛生課)

労働災害による死亡者数(平成19年11月20日現在)

	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄
本年	36	5	7	11	10	16	21	7
昨年 同期	46	13	14	22	17	15	19	12
増減数	-10	-8	-7	-11	-7	+1	+2	-5

## 緊急労働災害防止団体等代表者会議



## 鹿児島県建築協会との合同安全パトロール



## 鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金が改正されました。

鹿児島労働局長は、鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金を 1 時間当たり 681 円にすることを決定し、本年 12 月 22 日から発効することとしました。鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正については、本年 9 月 19 日に鹿児島労働局長が鹿児島地方最低賃金審議会に対して諮問し、本年 10 月 29 日に同審議会から答申があり、法定の手続きを経て、答申の意見どおりに改正することになったものです。昨年 12 月 31 日に発効した現行額（672 円）より 9 円の引上げとなります。

なお、鹿児島県百貨店、総合スーパー最低賃金及び鹿児島県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低賃金の 2 つの産業別最低賃金につきましても今後改正される見込みです。

（労働基準部賃金室）

## 「全国一斉無料相談ダイヤル」九州で 2 番目の 29 件の相談

厚生労働省では、「文化の日」と「勤労感謝の日」がある 11 月を「ゆとり創造月間」と定めています。また、「ゆとり創造月間」である 11 月を「過重労働・賃金不払残業解消キャンペーン月間」と位置づけ、過重労働・賃金不払残業解消のための啓発月間としています。

こうした中、11 月 23 日の勤労感謝の日に働きすぎによる健康障害と賃金不払残業の解消を図るために「全国一斉無料相談ダイヤル」を鹿児島労働局においても実施しました。

鹿児島労働局での相談件数は 29 件（去年は 36 件）で、内容（複数の相談含む）は、賃金不払残業 11 件、過重労働 8 件、賃金不払（残業を除く）7 件、休日・休暇 3 件、解雇・退職 2 件、その他 7 件で、労働基準監督署と連携が必要なものについては相談者の希望を確認の上、管轄する労働基準監督署に情報提供しました。

九州の各労働局で相談件数が最も多かったのは福岡労働局の 87 件で、鹿児島労働局はそれに次ぐ件数でした。

鹿児島労働局においては、引き続き、労働時間管理の適正化と過重労働・賃金不払残業の解消を推進することとしています。

（労働基準部監督課）

## 12月15日から1月15日は「年末年始無災害運動」

年末年始無災害運動は、年末年始に多発する傾向にある労働災害、交通労働災害等の災害を防止することを目的に、毎年、厚生労働省の後援のもと中央労働災害防止協会が主唱する運動として続けられ、本年で37回目を迎えます。

本年度のスローガンは

「年末年始の安全管理 基本をしっかり 心にゆとり」

です。

趣旨は、「一年の締めくくりを笑顔で送り、災害のない明るい新年を迎えるため、年末年始のあわただしい時期にこそ、「安全最優先」の考え方を基本に、あわてず、手を抜かず、作業前点検の実施、作業手順の遵守、非定常作業における安全確認、交通ルールの徹底等、原点に立ち返ってこれを実施することが必要」であります。

鹿児島労働局においても、事業場における年末年始の労働災害防止徹底が図られるよう本運動についての広報等情報提供と実施期間中の県内労働災害防止団体等が行う災害防止大会等へ支援協力を行うこととしております。

(労働基準部安全衛生課)